

一括返済申出書

財団法人 静岡県教職員互助組合 様

平成 年 月 日

下記のとおり、借受中の貸付金を一括返済することを申し出いたします。

組合員記入欄	所属コード				組合員番号					
	所属所名				() -					
	フリガナ				(印)					
	氏名									
	一括返済希望月		平成 年		月末の貸付残額を一括返済します。					
	貸付種別 〔一括返済する種別を印で囲んでください。〕		01生活資金		02介護・看護資金		03オートローン		04購入資金	
			05奨学資金		06教育資金		07生活災害資金		08結婚資金	
			09住宅資金		10特別住宅資金(静銀)		11特別住宅資金(労金)			
	貸付番号		貸付年月日		昭和 平成 年 月 日					
	10特別住宅(静銀)・11特別住宅(労金)は、貸付を受けた金融機関に出向き手続きをとっていただきます。 返済手続き希望日：平成 年 月 日									
所属所記入欄	上記について、確認しました。 平成 年 月 日 所属所長氏名 (職印) 事務取扱者氏名 (印)									
	互助組合記入欄	貸付	毎月払い			ボーナス払い			調査	
			年 月現在 円			年 月現在 円			受付日	
互助組合記入欄	残額	償還猶予利息残額 円			償還猶予利息残額 円					
		貸付残額 円			貸付残額 円					

一括返済のご案内

1 手続き

- (1) 本申出書を所属所（所属所長、互助組合事務取扱者）を經由して互助組合に提出してください。
- (2) 互助組合から所属所を經由して送付する「振込通知書」をもって指定する金融機関口座に振り込んでください。

2 申出書の提出

一括返済を希望する月の15日（休祝日、日曜日及び土曜日の場合は前日）までに互助組合に提出してください。

3 一括返済できる時期

毎年度5月から翌年2月（3月、4月を除く）。

4 返済金の振り込み

- (1) 一括返済を希望した月の末日までに振り込んでください。
- (2) 期日以降に振り込みをした場合は、相当の利息を徴収します。

5 給与からの控除の中止

一括返済をした翌月の給与から中止をします。

6 特別住宅資金（静岡銀行・静岡県労働金庫）の場合

互助組合から連絡のあった金額を指定した日に借用金融機関の貸付窓口に出向き返済をしてください。

7 ボーナス返済併用の場合

- (1) ボーナス返済の貸付残額のみを返済するときは、「一部繰上償還」となります。
- (2) 毎月返済の貸付残額のすべてを返済し、ボーナス返済のみとすることはできません。